

奄美市不法投棄案件について

1. 事案の概要

- 1) 不法投棄場所 : 奄美市名瀬大字知名瀬字又1226番、および同大字根瀬部字中又1102番1
 2) 投棄実行者 : ”資料6-1 公開・非公開の考え方”に基づき非公開とする
 3) 事案概要 : 投棄実行者兩名は、上記場所に使用済自動車、約400台を長期間放置
 放置期間の中で、不特定の者が有価部品を持ち去り、残さ等約200トンと約50台の
 使用済自動車が現場放置されたままになっている
- 4) 経緯<概略>
 平成元年2月頃 : 投棄実行者は個人ユーザーより車両を回収していたが、集積場所に困り当該地に放置を開始
- 平成 9年 8月 : 現場近くの浜が汚れているとの通報で、現場周辺を確認し不法投棄事案を発見
 すぐに投棄実行者を特定し、早期撤去を指導(撤去計画書の提出含む)
- ” 11年 5月 : 市と保健所が協力し、撤去指導を複数回実施⇒投棄実行者は一部撤去したものの、殆どを放置
 ” 18年10月 : 投棄実行者兩名に面会し撤去を指導⇒投棄実行者は従わず
- ” 19年 7月 : 市は投棄実行者へ**撤去指導すると共に作業計画書の提出指示** } ⇒ 投棄実行者より回答無し
 ” : ” **弁明の機会を付与**
 ” : ” **措置命令の発出** ⇒ 投棄実行者は命令を履行する見込みがなく、撤去は
 期待できない

2. 対象案件としての要件の確認

1) 対象物品

対象物品については、不法投棄等対策支援事業要綱(以下「要綱」とする)の規定により支援対象

対象物品	知名瀬	根瀬部	合計
(1)使用済自動車	0 台	50 台	50 台
(2)解体自動車(車両残さ等含む)	100 t	100 t	200 t

2) 資金出えん要件

要綱に基づく資金出えん要件を満たしており妥当

(1) 生活環境保全上の支障

知名瀬地区については、不適正に放置された使用済自動車(廃車ガラ)から廃油、廃液が流出し、
 地下水や土壌が汚染されるおそれがある
 根瀬部地区については不適正に処分された使用済自動車から、廃油、廃液が流出し、
 地下水および海域が汚染されるおそれがある
 投棄者による適正処理は期待できない状況にあり、今後もおそれが解消される見込みがない

(2) 措置命令の発出

以下の通り、投棄実行者以外の関与について調査・確認のうえ、投棄実行者に対し措置命令を発出している

① 調査・確認

- ・地権者に対し、賃貸契約状況を確認したが、賃貸契約の存在は確認できなかった
 ⇒地権者は投棄実行者に対し廃棄物の撤去を求めている
- ・投棄されているほとんどすべての廃棄物は投棄実行者が収集したもの

② 措置命令の発出

- ・発出日 : 平成19年 7月30日
- ・履行期限 : 平成19年11月15日
- ・被命令者 : 投棄実行者 (”資料6-1 公開・非公開の考え方”に基づき非公開とする)
- ・措置命令の内容 : 廃棄物の撤去・適正処理

- (3) 代執行の意思
 本年9月議会に補正予算を計上

(4) 費用求償の実施

投棄実行者に事情聴取および生活状況を調査したところ、投棄実行者の生計は奄美市より生活保護を受けているため、資産はほとんどない。代執行実施後は国税徴収法に基づき求償を行う

(5) 奄美市による未然防止対策の実施

- ・自動車関連業者への適正処理推進と県との連携による監視・確認の強化
- ・積極的な広報活動による離島対策支援事業の定着化⇒使用済自動車の不法投棄・放置防止

3. 処理計画の妥当性

自動車リサイクル法および廃棄物処理法に基づいた処理であり妥当

	処理方法	管理方法
①使用済自動車	自動車リサイクル法に基づいた処理	使用済自動車に関する電子マニフェスト
②解体自動車 (車両残さ等含む)	廃棄物処理法に基づいた処理 (処理工場で破碎し、有価物は回収、 その他は管理型最終処分場で処理)	産廃マニフェスト

なお、崖下に投棄された使用済自動車を引き上げるための足場、進入路を整備する

4. 事業費の見積の妥当性

1) 対象経費の要件

要綱通り、代執行における生活環境保全上の支障の除去に直接必要となる経費であり妥当

- ①使用済自動車を撤去するために直接必要な仮設工事費、運搬費、借上料等
- ②撤去後の使用済自動車の再資源化に必要なリサイクル料金等

[協力要請予定額]

”資料6-1 公開・非公開の考え方”に基づき非公開とする

2) 見積方法および業者選定方法

奄美市契約規則に基づく方法で実施しており妥当

- ・見積方法 ⇒ 処理実績がある業者2社に対し、現場立会いのうえで見積書の提出を要請し、
 見積書の提出後、市の積算単価に基づき処理費用を算出
- ・業者選定方法⇒ 奄美市契約規則に基づき、適正処理の確保を条件として、入札の手法により業者を選定

5. その他

1) 投棄実行者の訴追状況

訴追の予定なし

2) マスコミ報道等

- 平成18年 5月 : 毎日新聞地方版にて不法投棄事案として報道
- ” 8月 : 南日本新聞、南海日日新聞、大島新聞にて不法投棄事案として報道
- 平成19年 1月 : 南海日日新聞にて不法投棄対策支援事業による撤去に期待する旨の報道